

○伊那市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長若しくは市長が指名した者（以下「市長等」という。）が、市の政策目標の達成及び市政の円滑な執行のため、市を代表して個人又は団体と交際を行うことに要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費を支出する個人又は団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 本市の市勢の伸展に功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に基づいて支出するものとする。

- (1) 会費 祝賀会、式典、大会、懇親会等の出席に係る経費
- (2) 弔慰金 葬儀、法要、供養等における香典、供花、供物に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害及び病氣療養等の見舞いに係る経費
- (4) 激励金 本市の公益に資する個人又は団体を激励するための経費
- (5) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (6) 懇談費 市政運営に資する意見交換、情報収集の懇談に係る経費
- (7) その他 その他市長が特に必要と認めた経費

(支出金額等)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額等は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化に応じて見直しを行う。

(公開)

第6条 市長交際費の支出状況は、次の各号に掲げる事項について公開することとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

(委任)

第7条 この基準に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

| 区分 | 支出内容・対象者 | 支出金額 | |
|-----|--|-------------------------|----------|
| 会費 | 祝賀会、式典、総会、大会等の祝金 | 10,000円以内 | |
| | 飲食を伴う行事等の会費 | 会費記載 | 記載された額 |
| | | 会費記載なし | 5,000円以内 |
| 弔慰金 | 元市長、元副市長（助役）、元収入役、元教育長 | 社会通念上妥当と認められる額 | |
| | 市の事業に密接に関係する者 市勢の伸展に貢献した者 | 10,000円以内 | |
| | 職員については「伊那市職員等の弔慰金等に関する規程」による。 | | |
| 見舞金 | 市の事業に密接に関係する者、市勢の伸展に貢献した者に係る事故、災害及び病気療養等 | 社会通念上妥当と認められる額 | |
| 激励金 | 全日本又は全国と呼称する「国民体育大会」と同等と判断できる大会に出場する、市内に住所を有する者又は市内の事業所、学校及びクラブ等 | 個人 5,000円 団体 10,000円 | |
| | 青年海外協力隊員として赴任する市内在住者 | 5,000円 | |
| | 本市の政策目標達成のため、その趣旨に賛同でき、本市の公益に資する事業又は行事 | 10,000円以内 | |
| 贈答費 | 来客等への土産、贈答品、記念品等の費用 | 社会通念上妥当と認められる額 | |
| 懇談費 | 市政運営に資する意見交換、情報収集の懇談費 | 社会通念上妥当と認められる額 | |